

第3回古平町議会定例会 第2号

平成30年9月27日（木曜日）

○議事日程

- 1 認定第 1号 平成29年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 4 意見案第9号 市町村管理河川維持改修費への国庫補助を求める意見書
- 5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 議案第34号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（10名）

議長 10番 逢見輝続君	1番 木村輔宏君
2番 池田範彦君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 堀清君	7番 山口明生君
8番 高野俊和君	9番 工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君	
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君
教	育	長	石	川	忠	博	君

総務課長	松尾貴光君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	細川正善君
建設水道課長	高野正龍君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	本間克昭君
幼児センター所長	藤田克禎君
総務係主査	長谷川秀峰君
財政係主査	人見完至君

○出席事務局職員

事務局長	三浦史洋君
議事係長兼総務係長	澤口達真君

開議 午前10時58分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、認定第1号 平成29年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会ですので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

各会計一括での討論といたします。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、次に賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 平成29年度の予算執行に当たりまして賛成の立場をとりました。決算についても連動しまして賛成の立場を表明いたします。

ただ、今回の決算を通じましてやはり痛切に思いましたのは、古平町の町財政に対して極めて甚大な損害を与えている消費税の存在があります。いわばタコが自分の足を食べながら生き続けるというような、そういう事態に陥っていると。消費税の交付金をいただきながら多額の消費税を支払わざるを得ないと、こういう状況が今の古平町の財政を苦しめていると、長年にわたって苦しめているという実態がますます深刻化しているという実態がわかりました。消費税をなくすための努力を私の立場からも全力を尽くして頑張る決意を述べて討論にかえます。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 全員起立です。

よって、認定第1号 平成29年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま町長から議案第34号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

議案第34号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第34号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第1、議案第34号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第34号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本日追加でお配りいたしました議案43ページ目、通常の議案と連番となっておりますので、43ページ目をお開きください。本件は、胆振東部地震発生による停電からの復旧の際に北電からの連絡もなく対応ができなかったことから、高い電流が電源回路に流れ込み、町立診療所の電気系設備、動力系設備が壊滅的な被害を受けたことにより、その復旧に要する経費の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を

追加し、総額を34億2,073万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表、44ページ、45ページにお示ししております。

それでは、事項別明細で補正の内容を説明いたします。歳出から説明いたしますので、48ページ、49ページと記載されているページをお開きください。11款災害復旧費に2項厚生労働施設災害復旧費を追加し、予算額を2,500万円とするものでございます。復旧工事のやり方として、まず各設備機器で電力を供給する電源部分の復旧など、故障の原因となっている部分を調査、特定しながらの復旧工事となりますことから、今回予算で計上しております工事請負費及び修繕料については復旧工事に係る最大の経費というふうに認識をしていただければと思います。ですので、最大の経費で予算を計上しております。主に障害を受けた故障した設備につきましては、金額が大きいと想定されるものからエレベーター、自動ドア、照明器具、ボイラー、エアコン、手洗い器や流し台の自動水栓、手をかざすと水が出てくるものの水栓、次に備品等のものでいけば冷蔵冷凍庫、特に電源トランスやインバーター部分が故障しております。先ほども申し上げましたが、故障の原因となっている部分を調査、特定しながら復旧となります。設備の部品供給の関係から、復旧には最短で3カ月程度見込まれております。早期の復旧を目指しておりますが、今後の調査によりさらに長期化することも予想されております。

次に、歳入の説明をいたします。ページを戻りまして、46ページ目、47ページ目をお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、ここで全額2,500万、財政調整基金の繰入金で財源を賄っております。今後災害復旧事業債単独分などの要望などを行い、大変厳しい状況ではございますが、財源手当てをして、必要に応じ財源更正をしたいと考えております。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（堀 清君） まず、最大限でこれくらいで妥当かなという説明もらったのですけれども、現場で一つ一つ確認していくと多分これだけでできないのではないのかなという気はするのですけれども、そこら辺大丈夫ですか。

○総務課長（松尾貴光君） この予算を計上するまでの間でもいろいろ調査、原因の特定をいたします。今回の直し方というのが各機器の一番最初に電源、電気を受ける部分、まずこれを交換した場合幾らかと、その後後ろの部分でいろいろついているモーターですとか、そういうもの、仮にこれが壊れていて交換したら幾らかかるとかという積算をしておりますので、最大限この金額でおさまるものと今把握しております。

○6番（堀 清君） まず、今後ということに対しては、そこら辺のものの管理徹底ということも必要になってくると思うのですけれども、そこら辺のことは考えていますか。

○総務課長（松尾貴光君） 先ほど提案理由の説明の中でも申し上げましたが、北電から今回電力復旧時に、いつものときもそうなのですが、全くもって連絡がございました。ですので、ブレーカーを落とすですとかなんとかという準備もできるいとまが、ほかの対応にも当たっていたも

のですから、そこまで手が回らなかったというのが実情でございます。今後については、こういう停電が発生した場合についてはブレーカーを落とすですとか、そういう予防的措置、ただブレーカーを単に入り切りしただけでもこういう現象って起こるのですが、そういう予防的な措置もとれたらなというふうに考えております。

○1番（木村輔宏君） これは災害復旧費みたいなもので対応はできないのか、まず1つ。

それと、同じことですがけれども、これはさっきお話あったように2,500万でおさまるのかどうかわかりませんが、入札みたいなことでやるのか、それとも専門分野は専門分野のところ任せられるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） まず、2点目のこの金額でおさまるのかということにつきましては、今最大限調査した金額で見えておりますので、大丈夫かなと思います。

財源なのですが、今災害復旧事業債を見込んでおります。交付税措置のある起債なのでございますが、今回の積み上げというのは細々細々したものの積み上げでございます。果たしてそれが適債になるかどうかという検討も今急いでやっておりますので、わかりませんが、財政的に影響が出ないよう、そのような有利な財源を探すのは当然のことと思っております。

3つ目の契約の形態なのでございますが、地方自治法の随契の理由の中で、このように調査しなければならぬとかというものについては入札に付さないでもできるという条項がございますので、今回はそれをもとにいたしまして、建設当時携わった設備屋さんをお願いをして、総括をしていただきながら今調査をして修繕に取りかかろうとしているところでございます。

○4番（岩間修身君） これ診療所の事故でございまして、入院患者というよりも、ショートステイ、今何人か入っておりますし、死ぬ、生きるの問題にもかかわってこないかなと思います。それで、発電機を用意するという考えはないでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 現在の病院、またショートステイの運営の関係なので、こちらのほうから回答させていただきます。

電源は、もう通常どおり通電されているので、発電を用意するという必要はございません。それで、今壊れているもの、総務課長のほうから説明ありましたが、利用者、または入居者の安全にかかわる部分の確保だとかというものにつきましては応急処置で、あとその他のものについても代替のものを入れるなどということで、まず利用者と入居者の安全は確保された中で今までどおり外来診療とショートステイの事業は進めていけるかと思っております。ただ、若干不便を感じているところありますけれども、もう少し職員のほうで手をかけながら、利用者には不便をかけないように今運営しているところでございます。

○4番（岩間修身君） 今提案理由の説明聞きましたら、エレベーターから自動ドアから、機器全体にわたって大変な事態でなかったかなと思っております。今和泉保健福祉課長から聞きましたらある程度安心しましたので、今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

○8番（高野俊和君） 今総務課長、北電からは全くのあれもなしにいきなり電気が送られてきた。そういうことによる事故ということになりますと、これ北電と交渉するという、そういう余地はな

いのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回の停電を通しまして、北海道電力から町のほうに連絡が来たというのは2回でございます。停電が起こりました。電気が通った後に、回復しました。その途中の経過というのは、町に対して一切北海道電力から役場のほうには連絡が来ておりません。そのわからない中で今回防災対応というのをしましたので、今回こういうことが起きたというのは嚴重にどうか、かなり厳しく北電のほうには抗議いたしておりますが、それを補償してもらえするという仕組みにはなっておりませんので、今のところそういうふうに理解していただければと思います。

○3番（真貝政昭君） 防災無線でブレーカーを落とすようにという放送されたのではないかとというふうに記憶しているのですけれども、違いましたか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回消防からそのように依頼があったのですが、とりあえず北電からの連絡によりますと朝まで、夜中に戻ったのですが、停電復旧の見込みがないということでしたので、翌朝に流す放送の準備で、その部分の復旧の際に火災が起きる可能性があるとかというものでしたと思うのですけれども、それについては翌朝流そうということでは用意はしておりました。

○3番（真貝政昭君） 我が家では、急に通電した場合通電火災というのが起こり得るので、ブレーカーを落とすようにという放送で、テレビ放送です。それに基づいて我が家ではブレーカーを落としました。それで、町所有の建物についても同じような対応をとっているのかなという、そういう思いがありましたので、これは教訓にしたほうがよいのではないかとというふうに思っています。通電火災が起こり得るといのは私も知りませんでしたけれども、テレビ放送でそういう注意が流されていたというので初めて、停電の際にブレーカー落とすというのは初めての経験でしたけれども、これは肝に銘じておいたほうがよいのではないかと。

それと、今回は病院のことで、どれだけの設備がほかの公共施設と違うのかというのはよくわかりませんが、こういう事故がありましたので、公共施設、学校等、停電の際にどういう対応をすべきかというのを各施設の管理者に徹底する必要があるのではないかとというふうに思うのですけれども、そこら辺の検討はされているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回の対応も含めて、この停電の対応も含めてなのですが、検証した上で、停電に対する対応というのは検討していきたいなど。ましてや、国ですとか道ですとか、北電に対しての調査の検討も行われると聞いておりますので、それを受けた形で、今後ブレーカー対応のみならず、全般的に停電に対する対応というのは町で充実考えていかなければならないなどは思っております。

○7番（山口明生君） 単純なことでちょっとお聞きしたいのですが、今回地震によって大規模な停電が起きたということでこういう事態が発生していると思うのですが、例えばこれが普通の一般的など言ったらおかしいですけれども、停電で2時間や3時間ぐらい電気がとまったという事態でも同じようなことは起きているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 一般的にはサージ電力、サージ電圧とかと電気の世界では呼ばれている現象だと聞いております。今回の停電ですが、手動で自分でブレーカーをばちんばちん何回も繰り返して落とすということでも、こういうような一気に高い電圧がぼんと回路上に流れて故障する

という現象が電気の現象としてあるというふうに聞いております。

○7番(山口明生君) そうなりますと、実際停電になればこういうことが起こり得るとするのは、当然この機器を管理している病院側にもそういうことを想定して対処というか、あらかじめ何がしかの準備をしておくという責任もあったとは思いますが、それについては真貝議員と話が重複する部分ありますので、答弁はよろしいのですが、やっぱり管理する側にも徹底した指導、そういったものも必要なのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

終わります。

○議長(逢見輝統君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号 平成30年度古平町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員、寶福議員、高野議員、堀議員、岩間議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番(工藤澄男君) 今回は、3点ほど伺います。

まず、一番最初は、中央団地についてということで、団地の入居者の方々が湿気とカビで悩んでいます。前に職員と業者が見に来たそうですけれども、いまだに改善されておられません。最近入居された方が町に連絡したところ、担当の職員が聞き取り、8軒あるのですけれども、聞き取りに歩いたというのは聞いております。今後の対策なのですけれども、調査や対策などをどのように考えているのか。カビは人体に非常に悪く、早急な対応をしてほしいと思うのですが、町の今後の対応、対策をお聞かせください。

○町長(貞村英之君) 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

住居の湿気ですけれども、私の家も海の目の前にあるのですけれども、湿気でかなり困っていて、ホーマックとか、ああいうところから湿気を取るものを買ってきて自分なりに対応しているところですが、かなり定期的に交換しないとべちゃべちゃになってしまうので、それなりに自分なりに対応しているところですが、町営住宅の件ですけれども、8月下旬、町職員が聞き取り調査を実施し

たということでございます。湿気で困っていると、改めて9月上旬に業者を頼んで、床下に潜って調査しております。その結果でございますが、床下は別に土は湿った状態ではなかったということでございますので、現在も湿気の原因究明には至っていないということで、原因わからなかったらどのような対策をとるのか、今具体的な案がない状態でございます。以上でございますが、今後とも何らかの対策考えていく状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 湿気とカビの問題は、あの住宅ができた当時に入った人に話を聞きますと、その当時から既にもうそういうことがあって、役場には何度も話をしているということを知りました。実際に壁際に物をつけると必ず湿気でかびるということで、それぞれ工夫をして壁から離したりとかと、そういう工夫もしているようではけれども、実際に寝具一式全部かびて投げたという人もあります。そして、皆さんに私聞きましたら、何もしてくれないから、早い話我慢するしかないのだよねという答えがほとんどなのです。そして、実際にカビだとか湿気を取る場合には、私も何人かのある業者さんに聞いたら、換気扇の利用というのが非常にいいのではないかと。過去に古平町の一般住宅でも、2年ほど住宅をあけておいたら湿気とカビでもってすごかったと。それでもって地下の部分の換気口に換気扇を取りつけたところ、それが解消されたということもありますので、町としてももう一回しっかりと建物を見て、そして何かよく聞きますと壁自体がしけるというような話が多いのです。ですから、例えば外部の壁のペンキとか、そういう防水の塗料をかけるとか、内部もそのようにするとかといういろいろ対策はあると思うのですけれども、そういうのをこれからやろうという考えはありますか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

ただいま申し上げたように、原因究明に至っていない状況で、何をしたいのかということで今頭を悩めていると思いますが、個人の住宅の中ですので、小まめに窓をあけて換気するとか、あとまだ湿気のないような住宅があいたときには移転してもらおうとか、そういう対応もちょっと考えなければならぬかなと思っているところでございます。私昔入っていた公宅では、個人対応だということで、除湿の機械ですか、買って対応したこともございますし、それでも余り意味はなかったように思いますが、少しは変わっていました。そういうことで、個人対応を今のところとっていただくしか方法ないというところでございますので、1件1件お願いしてもらおうということになると思います。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 個人対応は、例えば除湿機みたいなのか、空気清浄機だとか、そういうのをつけたりとか、窓をあけたり、そういうのは皆さんやっておるようです。やっけていてもそういう形がいまだに、あれ建ててから何十年たちますかね、いまだに同じ状態だということは、やはり町のほうでも腰を据えて一回見てもらおうと。そして、あそこの住宅は非常に部屋数がありますので、お子さん連れの方なんかには非常に人気のある建物なのです。そういう建物なので、町でも腰を据えて一回がっちり調べてといたしますか、調べて対応してほしいと、そのように思いますけれども、もう一度お願いします。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたします。

市営住宅の湿気の工事というものを以前小樽で、簡平住宅ですけれども、やったことありました。あのときは断熱材も全部入れてやったけれども、ほとんど効果ありませんでした。そういうことで、原因究明しないとわからないのかなと思いますので、試験的に1戸の住宅について防湿シートを敷くとか、下へ敷いて湿気の状態をちょっと確認するということはできるかなと。その際下に防湿シートを敷くので、居住にはちょっとよけてもらうとか、あと冬とかにもその状態確認しないとならないので、データとらないとならないので、お邪魔するということにはなろうかと思いますが、結露の状況とか、そういうものもちゃんと調べて、その上で原因が解明できるのであれば、試験的にやる方法はあるかと思いますが、かなりの入居者の協力要ると思いますが、そこら辺はやっていくことはやぶさかではないのかなと思っていますところでは。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 役場前の向かいにありますたらつり節の碑についてということで、町内の個人の方が建立して、現在に至っております。傷みがひどくなり、今はテントで囲っておりますが、町内外の人たちから直すことはできないのかという声があります。建立した方は既にもう逝去されており、身内の方も古平にはおりません。北海道を代表する民謡であり、過去に全国大会もやるほどの民謡でございました。町のほうでは何とか直す考えはないのでしょうか。

○町長（貞村英之君） たらつり節の碑についてですけれども、町の所有物ではございません。誰か所有者いると思いますが、所有者いるものをいじれないと思うのですけれども、所有者いるものに対して町が勝手にいじることはできないと思うのですが、それは所有者探すしかないのかなと思いますが、探してどうするのか、対応をとっていただくのか、お願いするのかということになろうかと思いますが、直す考えがあるか、ないかではなくて、町の所有物ではないので、手をつけられないというのが実態だと思います。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 町の所有物でないのはわかっておりますけれども、実際にあそこに碑が見えていたときは、町内の方はもちろん、町外の方も結局あの碑を見れば、古平町はたらつり節の発祥の地なのだと、実際に何もしていないかといったら、例えば小学校の学芸会であろうと、この間の敬老会であろうと、やっぱり古平を代表するたらつり節を子供たちも一緒に一生懸命やっております。もちろん大人の方もやっておりますけれども、町のものでないからということなのですから、何とか町のほうで直す方法というか、何かありそうな気がするのですけれども、直す方法というか、町で直せる方法と言ったほうがいいのか、そういう方法は何とかなることではないのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 所有者を探して、多分亡くなっているのかなと思うのですけれども、戸籍たどって行って縁故者探して、相続みたいことをやって、かなり時間かかると思うのですが、その時点で所有者の了解とれば、町がやるかどうか、その部分決めなければならないのですけれども、それはできるかなと思っていますので、今そうやっておっしゃるのであれば、縁故者探すことに全力を傾けていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 私の知る限りでは、建立した方は亡くなっておりますし、娘さん1人と息子さん1人おりましたけれども、その方々も亡くなっております。ただ、親戚となれば、また別におります。余市あたりにもいるのですけれども、その方々が果たしてこれの建立に対して携わったかどうかというのは私まだ調べておりませんが、何とか町のほうで、古平の早い話観光の目玉にもなろうかと思っておりますので、ぜひ直す方向で考えていただければと思っておりますけれども。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたしますが、いずれにしてもあの場所は町の庁舎建った後に道の駅に、この間説明したと思うのですが、反対者もいるので、ちょっと考えなければならぬなと思っておりますのですけれども、できるかできないかわからないのですけれども、そこら辺の全体の中で考えていければ、そういう碑であるのであれば、現場周辺の整備にあわせてたらつり節の発祥の地であるというあかしを何とかわかるような方策も考えていかなければならぬ。今質問の中で言われたように考えていくべき、検討すべき事項だなどと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、3点目、丸山川の護岸についてということで、これは確認の形になるのですけれども、新地町の寺田宅地先から上流部分が整備されていないのですよね、護岸整備が。それで、あの場所は、あの一角、今されていない一角部分が特別災害区域に指定されているのですよね、道の。今後そういう堤防を直すような計画があるのかどうか、まずわかる範囲でよろしいのですけれども、お聞かせください。

○町長（貞村英之君） 丸山川の護岸についてだと思っておりますが、質問にお答えいたします。

あの場所については、前成田教育長宅の川沿いの自然護岸だと思っておりますが、崖崩れ、土石流の特別区域といいます、土砂災害の特別警戒区域となっております。この土砂災害特別警戒区域というのは、ハード整備のための区域ではなくて、どちらかというと危ないから避難してくれという区域となっております。ハードにすると砂防法のほうの指定が必要と思われまますので、いずれにしても砂防の指定はちょっと無理かなと思うのですけれども、指定しているのが道である以上、道のほうにもちょっと話をしていきたいと思っております。その際、すぐ工事ということにならずに、多分事前協議要ると思っておりますので、協議して、どのような工事が要るのか、要らないのか、それとも原因が川であるのだったら町でやりなさいとなるのかもしれないですし、ただ町でやるとなるとかなりの金額かかりますので、そこら辺は検討していかなければならぬ状況なのかなと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 丸山川については、今温泉の道路の上流をかなり大規模に工事しております。私何年前でしたか、本間町長の時代に、もしあそこで土砂崩れが起きたら恐らく洪水になるので、西部方面だとか、その下に住んでいる人方が大変だということで要望した記憶があります。その後そこには手はかけなかったのですけれども、温泉より下流に砂防ダム2つつくって、そして2つ目の下のほうにも堤防を築いて、ちょうど成田教育長のお宅の裏の部分、寺田さんの家のところから成田教育長さんのほんのわずかの間だけ工事されないで残っているのです。ですから、万が一

ということもあるし、あそこはその上の木はたしか営林署かどこかの管轄だとは思っているのです。一度枝が邪魔になって枝を切ってもらったときに、たしかあれ営林署の管轄だということで営林署に言って枝払いしたのもあるので、土地の問題としては結局道だとか営林署だとかといろいろ難しいとは思いますが、あとわずかな間しか残っていませんので、それさえ整備できれば丸山川は一応きちっと整備されるのではないかと思うので、何とか道のほうにも少し町長ねじかけて、何とかやってもらえるようお願いしたいと思います。

○町長（貞村英之君） お願いすることは、状況だけは説明したいと思いますが、何せ道のほうでも砂防指定されていないということなものですから、なかなか工事難しいのかなと思いますが、何らかの方法もあるのかなと思いますし、もしかしたら河川の原因だということでないかもしれませんので、まだ崩れていないものですから、原因究明できないのです。そういうことで、道のほうには要望といいますか、状況だけは報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 町内の公園の整備について質問させていただきます。

平成30年第1回定例会において質問させていただきました当町の公園について、平成30年に予算計上された都市計画マスタープラン策定業務によって公園についての策定作業の現状の進捗状況を教えてください。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

公園の整備についてでございますが、先日も説明いたしました立地適正化計画にあわせて都市計画のマスタープラン策定業務を委託したところでございます。発注は10月になると思います。その完成になると今年度末になると思いますので、公園の方向もその時期まで要しますので、そこら辺まだ発注前ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 公園についてなのですが、議会広報の表紙、背表紙の町民のインタビューさせてもらっているのですが、町に対しての要望として公園の整備に対しての声が非常によく聞かれますので、町民の要望に応えられるようにより一層の尽力をお願いいたします。

以上です。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 開町150年に当たり、ロードレース大会の記念品の贈呈についてでありますけれども、今年度開町150年に当たりまして、イベントも順調に行ってきましたけれども、10月8日に当町恒例のロードレース大会が予定をされておりますけれども、毎回大会終了後にレセプションでラッキー抽せん会などを行っておりますけれども、ことしはその中で150周年記念特別賞として、2本か3本でいいのではないかと思いますけれども、古平町より記念品を贈呈するということは可能なのでしょうか。

○教育長（石川忠博君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

10月8日に開催します古平ロードレース大会は、現在定員どおりの1,200名の参加申し込みがあり

まして、その準備を進めているところでございます。高野議員にもご尽力をいただいているところでございます。大会では競技終了後のレセプションで抽せん会を行いまして、例年ラッキー賞やゼッケン番号賞などの名称で本町の特産品を景品としてお渡ししているところでございます。今回の大会は150年記念協賛事業としても実施しておりますので、ご質問の件につきましては町長と相談して対応してまいります。

○8番（高野俊和君） 教育長はロードレース大会今回が初めてになるのだと思いますけれども、ご承知のとおり1,200人ほどの参加がありまして、当日申し込みができないという盛況ぶりであります。当町の観光、名産品などの宣伝も兼ねて、そういうものをもし得るのであれば、賞品に追加をしてほしいというふうに考えております。昨年度よりふるさと納税が返礼品が5割から3割になりまして、若干目減りしておりますので、この機会と言うと少し言葉悪いですが、ぜひ古平町の名産などもPRをして、この大会を通じてまた全道の皆さんに知ってもらおうという機会にもなろうかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○教育長（石川忠博君） 再質問にお答えいたします。

これまでも本町の特産品を参加賞を初め、それぞれの抽せん会、それから実際の賞品、上位入賞者についてお配りしているところでございまして、今後もそれについては継続してまいります。今回の高野議員のご質問については、予算的な面も今用意していない中でのお話でしたので、150年にふさわしい形での記念品を対応したいなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、堀議員、どうぞ。

○6番（堀 清君） 今回の災害時に町の施設で結果的には発電設備を保有しているところ、件数的にまずあると思うのですが、そういう中で町長の行政報告にも細部的な説明もございましたけれども、再度聞きたいと思っております。

9月の地震による停電時に発電機が作動したと思っておりますが、正常に作動したかどうかお伺いいたします。

それと、2つ目として、その他に発電機が必要と思える町の建物等がありましたら、お聞きしたいと思っております。

○町長（貞村英之君） 災害時における発電設備についてでございますが、町施設のうち発電設備を常設している施設でございますが、まず役場の本庁舎です。それから、浄水場、下水処理場、それから避難施設として小学校、それから沖町の住民センター、ほほえみくらす、あと元気プラザ、これは非常用照明のみの発電機でございますが、持っております。これは、いずれも正常に作動したところでございます。あと、可搬式の発電機3台所有しておりますが、うち1台は元気プラザの通信機器に使用したところでございます。

停電の対応でございますが、大規模停電に対する検証が今行われておりまして、発電機もどのぐらい必要なのかなといったところでございますが、今回これだけの停電あってもある程度発電機は確保できたところでございます。

その他必要と思える施設についてでございますが、必要に応じて災害時の応援協定によりリース

会社から発電機を優先的に借用できることとなっておりますが、今回につきましては余りにも停電大きかったせいか、余市と仁木にとられてしまいまして、うちのほうはちょっとおくらせてしまいまして、協定の意味もないのかなという思いもしておりますが、通常であればリース会社から借りられることとなっております。また、建設協会からも災害時の応援協定を古平も締結しておりまして、必要な資機材の提供を受けることも可能と考えております。実際今回後志総合振興局の建設管理部のほうから町の建設協会のほうに要請あったようです。各後志管内の町村の建設協会に応援あったようですが、今回につきましては要請あったものの、建協のほうからは断られたというところがございます。ほかのところは借りていたようですけれども。そのため、今回は福祉避難所の開設に備えて違うリース会社から大型発電機を借用したところがございますが、実際はこの発電機も使うには至っておりません。足りているということでございます。常設の非常用発電機については、整備費はもちろん、電気保安協会による保守点検など、相当の維持管理費必要となることから、基本的には災害時の応援協定を活用した取り組みを基本として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（堀 清君） まず、災害時の協力という形の中で、今回説明してもらって初めてわかったのですけれども、そういう中で現場としては対応できるというような形だと思います。最終的には病院のほうの発電機、それは停電との絡みというものもあると思うのですけれども、災害というのはいつ起きるかわからない。そういう中でやっぱり管理は徹底していかなければだめだと思うのですけれども、そこら辺のものはそこそこ停電時に作動できたということで理解してよろしいということですね。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおり、今回これだけの大規模な停電でも発電機のほうは確保できたということでございます。こんな大規模な長時間の停電は想定外でございます。各家庭でも必要最低限の備えを自助の精神に基づいて持っていたいただければ幸いだなと思っております。

以上です。

○6番（堀 清君） 最後になるのですけれども、これはあくまでも町民からの声ということで尋ねたいのですけれども、停電時のときに町側に対して例えば発電機借りられないかとかというような要請等々はありましたか。

○町長（貞村英之君） そういう要請はございません。

○議長（逢見輝続君） それでは、一般質問の途中でございますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは次に、岩間議員、どうぞ。

○4番（岩間修身君） とる漁業からつくり育てる漁業へということで町長にお伺いいたします。

町長は、平成30年の第1回定例会の執行方針で、漁業の振興についてを言っておられました。引き続き沿岸漁業の振興に取り組んでいただきたいと思います。さて、近年は天候不順による出漁回数や部会員数の減少により、ウニの水揚げが下落していると伺っております。それにまた、ホッケやイカ、サケなども不漁であります。そこで、この対策といたしまして大型の蓄養施設があれば、そこにウニを収容することでしけ等でも安定して出荷することが可能であると考えられます。古平漁港においては第3種漁港であることから、開発局へ要望し、西外護岸と島防波堤まで延ばしてウニの蓄養事業をできるようにしていただきと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 岩間議員の質問にお答えいたします。

つくり育てる漁業の振興ということでございますが、ウニの蓄養施設、古平漁港今おっしゃったとおり3種漁港で、管理者が北海道、そして事業を実施するのは開発局ということでございまして、漁港整備計画持っている漁港でございます。第9次特定漁港漁場整備事業計画、これ平成27年から10年間の計画でございますが、これに基づいて漁港の整備は行われることとなっております。その計画の中では、マイナス2.5メートルの物揚げ場の前面に蓄養施設を整備するという計画になっております。これまで私2回ほど開発局行って直接要望しているところでございますが、何せ計画進捗するにはやっぱり予算に合わせていくものですから、なかなかこちらのほうまで手をつけてくれない状況でございます。

蓄養施設というのは、魚価の安定ですとか、出荷時期の調整を目的に魚介類を短期的に収容するという施設でありまして、しけたときとか出漁できないときなどもそこに備えている魚介類を出荷するというので、漁家経営の安定を図るというものでございます。現在は、その蓄養施設を古平の漁業者、浅海部会のほうだったと思いますが、どのように利用することが一番いい方法なのかということで、管理者の北海道や実施主体の開発局と相談したり協議している最中でございまして、なるべく早く事業が実施できるように機会あるごとに要望しているという状況でございます。なお、春には小樽港湾事務所のヒアリング、もちろんこのことを要望しておりますし、来月ですか、開発局の水産課でちょっと見に来るといことなので、そのときも意見交換の中でこのことは言っていきたいと考えております。古平町といたしましてもこの9次の計画の中で何とか完成を目指していきたいと思っておりますので、その際には漁業者なり漁協なりと協議しながら、できれば最終的に島防波堤までの蓄養施設の拡大ができればなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○4番（岩間修身君） 大変前向きな答弁だと思います。

それで、なかなか漁業者のまとまりが、悪く言うわけでないですが、悪いものですから、町長が先頭になって漁業者と話し合っ、そして関係者と話し合えば、町長も町もこれだけ力入れてくれているのだなという実感を持たせて、そして話し合いしながら、よいようにつくっていただければなと思っておりますので、来月会うということですので、そのときに開発局、町長、それから細川課長らと皆さんで協議して、そして町長もこれだけ、町もこれだけ力入れているのだということを漁民に知らしめていただきたいと思いますので、その点ひとつよろしく願いいたします。

○町長（貞村英之君） 漁業者だってそれなりに要望をどういうふうにしていくのかということ

聞いていかなければならないなどは私以前から思っておりましたので、漁業者、それから漁協と綿密に話し合いながらこの事業進めていきたいと思っておりますので、何とかこの9次の中で、37年までですから、その中で手をつけていってほしいなと思っておりますので、実施主体である開発局のほうにもそれなりに要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、第1点目、浜一地区の泉沢樋門付近の遊水地設置について伺います。

昨年9月18日、古平川増水による水位上昇に伴い、泉沢樋門に設置の排水ポンプがフル稼働せず、消防の応援を得てようやく事なきを得ました。平成22年のポンプふぐあいによる住宅浸水被害に続き、あわや人災となる所でした。このようなことは今後あり得るという前提に立って、もはや遊水地の設置は議論の余地がありません。水路の対策は町の守備範囲です。早急に計画を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

遊水地の設置についてということですが、今おっしゃった昨年の9月18日の古平川の増水による水位の上昇で排水ポンプがフル稼働しなかったということで、私その現場行っていますけれども、フル稼働していたと思いますが、フル稼働しなかったという報告は受けておりません。泉沢樋門の排水ポンプは、たしかフル稼働していたと思います。午前9時から午前11時ぐらいにかけて、当時見ますと短時間に約40ミリの降雨あったために、急激に水位が上昇するというので、間に合わなかったら困りますので、念のために水防団、消防ですね、の出動を要請して排水作業を行ったものでございます。結果的に泉沢樋門のポンプの能力のみでも十分に排水は可能でございました。

樋門のポンプの管理状況ですが、気象状況を把握して降雨発生の数日前には試運転、点検を徹底して、実際に点検して、定期点検みたく機械がどうのこうののではなくて、実際に投げて実働の点検作業を行っておりますので、ポンプのほうは、災害というのは事前にこの手の降雨のほうはわかりますので、事前にやっているところでございます。排水ポンプの増強の必要性についても認識しておりますし、北海道に対して設置要望しております、ポンプの実現に努めているところでございます。

遊水地整備すれということですが、遊水地も一つの手段であろうかと思えます。ただ、遊水地となりますと広大な土地も要ることです。どこにつくるのかなど。去年の洪水の際に放水路でも引いたほうがいいのかと思っていたのですが、河川管理者に言ったら一蹴されまして、それよりも金額の高い遊水地となるとどういうふうにするのか。堤防もそんな高い堤防ありませんし、砂川の遊水地みたく石狩川の河川の跡を利用してつくるようなものであれば洪水作業としてはいいのかもしれませんが、あと遊水地あるというところでは、洪水の遊水地はそんなにかないのかなと思えますが、東屯田川の遊水地、これは篠路川ですか、それからごみ場だったモエレ沼公園もあそこ遊水地ですが、あれは余り洪水調整とは関係ないと聞いておりますので、砂川ぐらいかなと思っております。何せ莫大な金額がかかるものと聞いております。設備の規模、建設費、

それから用地、それだけでも相当な費用がかかると思いますし、ちなみに今つくっている千歳川の、千歳川放水路やめて遊水地一部つくっておりますが、1,150億かかっております。そういうようなお金は果たして道河川でできるのかなとちょっと疑問に思うところがございます。それを北海道が主体となるにしてもできないだろうし、古平が整備することは極めて財政的には困難であると考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） まず、昨年の消防の応援を得ての排水ですけれども、市街地は降雨はほとんど全くなかったのに、古平川の増水によってそういう事態になったということ自体がちょっと意外で、私も遭遇しまして、見学していた次第です。そのときの実際のポンプの稼働状況を見て、100%ポンプの能力が発揮できずに、消防の手をかりて、最初の段階、それでも足りないで次の段階と排水の能力をふやして、支署職員全員出動して対応していたのを見ています。それで、やりとりを聞いていましたら、やはり100%フル稼働できずに、向かい側の樋門のポンプを移しかえるかという、そういう相談もされていまして。その後修理等によって直った可能性もあるかもしれませんが、その結果については私知っていないものですから、ここで申し上げるわけにはいかないですけれども、支署による応援は約2時間にわたって続けられました。降雨がなかったので、これで落ちつくかなという、そういう思いでいました。

遊水地については、前町長時代も道庁に要望した経緯がありまして、なかなか難しい課題であるという、そういう議論がここでされております。冷水川の守備範囲は道のほうなので、ことしも要望を私直接しましたけれども、基本的に樋門から市街地側については町の守備範囲ということで双方確認するに至って、この問題については町が何らかの計画なりを決断を下さない限り不安な状況は続くものと判断しております。それに基づいて今回取り上げた次第です。

この議場でやりとりはしませんでしたけれども、何年か前ですけれども、建設課長とポンプの能力について役場内で議論したことがありますけれども、どれほど町の財政力でポンプの能力を上げても、大雨のときにそれに対応し切れるかどうかというのは疑問であるという答えでした。ということであれば、大小の規模は違っても、遊水地というのは時間稼ぎの手段でもありますけれども、町で対応できるような時間的な余裕を与えるためにも、やはり遊水地というのは規模が小さくても必要ではないかというふうに考えております。ことしの状況にしても、浸水被害を受けそうな地域の住民からも大雨のときの側溝の水の水位の上がりぐあいを心配する声が出ておりますし、やはり放っておけない問題であると考えます。改めて見解を伺います。

○町長（貞村英之君） ちょっとイメージがつかめないのですが、遊水地をどこにつくるのか、この川の中のどこにつくるのか、全然イメージつかめないのですけれども、大体遊水地って農業用と洪水調節と複数の用途があって、どちらかというところと内陸に置かれて、海に近いところは大体河川も一本で放水路みたくして抜くようなものが主流かなと思っていたのですが、前から要望していたというのであれば、私ちょっと建設部のほうに行って確認してきますので、どんな要望があったか確認してきたいと思えます。

なお、冷水川の河床の掘削、去年300メートル掘削してもらって、大幅に排水状況は改善されてい

るところでございます。ポンプの稼働も当然減少しております。これは道の単独事業でやっておる河床掘削でございますので、引き続き河床の掘削、川底の掘削についてはお願いして、もっと延長してほしいなというお願いしているところでございますので、そっちのお願いと並行して今度遊水地ということになると、どういう考えなのと、川底広げる考えだったのではないのということも言われるかと思っておりますので、もう少し理論武装して攻めていきたいなと考えているところです。

いずれにしても、建設部のほうへ行って古平からどういう要望あったか確認してきますので、それから遊水地というのはどこにつくって、どれだけのものがあるのか、旧河川の跡があるのか、そこから辺も全部調べていきたいと思っておりますので、ちょっとそこら辺は今答えることはできないということでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、2点目の防災マップの見直しについて伺います。

道のほうの見直しに基づきまして、町のほうでもそれに基づいてことしの春全戸配布された防災マップですけれども、絵図化したものでも、被害想定区域が描かれています。これを見ますと、津波による浸水区域が海岸線のみとなっていて、内陸への影響がほとんど無視された形となっています。これでは津波に対する町民の認識に甘さが生じて、避難行動に支障を来さざるを得ないと考えております。特に河川を遡上する被害想定をこの防災マップでは描いておりませんので、なおさらだと感じております。町独自の対応が求められると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 防災マップの件でございますが、春に全戸配布した防災ハンドブックですが、去年の2月9日に公表された北海道の浸水予想をもとにしたものでございます。この津波浸水想定につきましては、29年の2月28日に開催した総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会で説明させていただいております。津波浸水予想については、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づいて北海道が設定するものでありまして、町村が設定するものではございません。その際には、専門家、北大なり大学なりの専門家のシミュレーションに基づいてやったものでありまして、その計算方法を我々がどうのこうの言うことができるものではございませんので、私としては、国が示した津波想定ですか、この手引につきましては適切に設定されたものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） この点についても、この8月9日に倶知安の振興局に赴いて道側とやりとりを行っております。事前にもやりとりがあったのですが、道でつくった防災マップ、各海岸線地域の自治体の津波シミュレーションですけれども、根拠となるデータが10メートル真四角のメッシュという言い方をしておりましたけれども、これでは法河川、それから町が管理する普通河川、その河口を捉え切れないということを認めています。それで、基本的には、大ざっぱに言いますと全ての海岸線が5メートル高さの護岸を想定した被害想定というような絵図化されたものになっているということです。

河川の津波の遡上ということについてはどうなのかということなのですが、この防災マップの各ページに書かれていますように、絵図化された以外にも浸水する可能性があるという一文だ

けにとどまっていると。法河川、道が管理する古平川、それから町が管理するチョペタン川だとか、それから丸山川というのは当然津波の遡上があり得ると、あるのだという認識に立っているということです。だから、一見私たち一般町民がこの絵図を見て、海岸線に被害が集中するのだと、そうでない地区はある程度安心できるのだという前提に立ちますと、一刻も早く高台に逃げるといった避難行動に支障が起きるのは当たり前だというふうに思うのです。道の想定を超える影響が出るのだという、そういう認識に道側が立っていますので、海岸線に位置する古平町の長は町民向けに安心できないのだよと、こういうことなのだというのを積極的に周知して、そして津波の災害に備えるべきであるということが必要ではないのかということなのです。改めて答弁求めます

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

道が認めたのですか、それ。認めたとしたら、大変な話になりますよね。ちょっとそこら辺は確認してみます。

いずれにしても、専門家が示した根拠を覆すような材料を私持っていませんので、道の津波想定はうそだから、気をつけなさいよなんていうことは全然言える認識もありませんので、そのところは私のほうからは言えませんので、正確な理論的な根拠に基づいてこれはだめだというのであれば、それはもちろん住民に正確に周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第3 意見案第8号

○議長（逢見輝続君） 日程第3、意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、意見案第9号 市町村管理河川維持改修費への国庫補助を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。
意見案第9号 市町村管理河川維持改修費への国庫補助を求める意見書を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第7、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第9、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時30分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員